

公 告

令和 8 年 5 月 18 日

愛知県知事 大 村 秀 章

記

下記農地について、権利を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

記

1 農地の所在等

所 在・地 番	地 目	面積(m ²)	所有者等の情報
1 豊橋市石巻本町谷口 8 番 1	田	435	芳谷 光枝
2 豊橋市石巻本町谷口 29 番 1	田	889	芳谷 光枝
3 田原市小中山町塚土 216 番	畑	1057	朽名 こよ
4 田原市小中山町深田 54 番	畑	188	朽名 こよ

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	
1 賃借権	令和 8 年 7 月 25 日	10 年	(総額) 4,350 円 【年 1,000 円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託
2 賃借権	令和 8 年 7 月 25 日	10 年	(総額) 8,890 円 【年 1,000 円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託
3 賃借権	令和 8 年 8 月 1 日	20 年	(総額) 21,140 円 【年 1,000 円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託
4 賃借権	令和 8 年 8 月 1 日	20 年	(総額) 3,760 円 【年 1,000 円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託

3 当該農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金

(代表者氏名) 理事長 犬飼 峰宏

(所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

4 補償金の支払いの方法

当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを都道府県知事に提出してください。